

令和4年第10回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和4年9月28日(水) 午後3時00分～午後4時01分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	國安 環
事務局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	天羽 徹
	総務係主査	川本 貴士
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

4 議 事

報告第11号 令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第12号 幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について

議案第53号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第54号 幕別町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱について

議案第55号 幕別町立学校における事務職員等の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱について

議案第56号 幕別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について

議案第57号 幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則について

議案第58号 幕別町百年記念ホール条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第59号 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第60号 幕別町集団施設こまはた管理運営要綱を廃止する要綱について

議案第61号 幕別町体育館管理運営基準を廃止する基準について

議案第62号 幕別町札内スポーツセンター屋外テニスコート使用規程を廃止する規程について

議案第63号 令和4年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について

議案第64号 要保護・準要保護児童生徒に関する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第10回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとするにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第9回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第9回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(川瀬 吉治) 事務報告は2点であります。

お手元に配付の学区別感染者数のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況です。今月26日までの集計で126人であり、9月では小学校のみですが、4校14クラスで1日から6日間の学級閉鎖を行っております。連休明けに増加傾向にあります。学校現場には引き続き感染防止に取り組んでいただいております。続きまして、令和4年第3回町議会定例会での、一般質問についてご説明いたします。お手元に配付の事務報告資料をご覧ください。令和4年第3回町議会定例会が、8月30日から9月21日までの会期で開催され、9月6日、7日の2日間にわたり、一般質問がありました。一般質問は7名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、4名の議員から質問がありましたので要点のみご説明いたします。

3ページをお開きください。通告順2番、野原議員からの質問事項は、「子どもの人権、ジェンダー平等を柱にした教育を」であり、子どもたちの環境に適した性教育が不十分であると考えられるが手立ては、には6ページ4行目から、今後におきましては、国から昨年4月に示された発達段階に応じた「生命(いのち)の安全教育」の教材や啓発資料を活用するなど、学級活動や総合的な学習の時間を通して、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育と啓発に取り組んでまいります。と答弁しており、(3)にあります、科学的な性教育などの学びの場を設けることに対しては、下から2行目から次のページにかけて、「包括的性教育」は多岐にわたるものであり、「学習指導要領」に盛り込むなど国がしっかりと方向性を示した上で進めるべきものであることから、教育委員会といたしましては、引き続き、小中学校の児童生徒に対して、教科等横断的な視点に立った教育活動を通して、性に関する知識をはじめ、人権やジェンダー観などのほか、国が示す「生命(いのち)の安全教育」について取り組んでまいりたいと考えております。と答弁しております。

9ページをお開き下さい。通告順3番 藤原議員からの質問事項は、「環境ひろばを商店街に」のなかで、(4)子供たちへ町として環境教育の取組についての質問がありました。11ページをお開きください。11ページから次のページにかけて、学校教育の中での環境教育の取組について説明し、12ページの下から3行目、引き続きからになりますが「引き続き、教科等横断的な視点に立った教育活動を行っていく中で、子どもたちが環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいけるよう努めてまいります。」と答弁しております。

13ページをご覧ください。通告順4番 岡本議員からの質問事項は、「こどもの未来を育てる取組」として(3)夏休み明けに「子どものSOSを見逃さないための対応について」であり17ページから18ページにかけまして、自殺の状況、国、北海道が実施している対策を紹介し、「児童生徒と教職員、児童生徒同士の信頼関係の構築に努め、児童生徒に対して、不安や悩みを抱え困った場合には気軽に相談できるということの理解を促すとともに、児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談体制の再確認、さらには児童生徒のSOSを見落とさないことなど、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期してまいります。」と答弁しております。

19ページをご覧ください。通告順7番 荒議員からの質問事項は、「子どもの声を取り入れた町づくり「幕別町子どもの権利に関する条例が生きる取組を(3)学校の校則が全国的に問題になっているが、本町での現状は」であり、現在の校則は過度なものはないことを説明し23ページ下から下段、教育委員会としましてはから「学校における校則の内容について、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などに応じて、適宜、見直し等に取り組むことや、校則に基づく指導に関して、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るようにすることなど、引き続き、小中学校への指導に努めてまいります。」と答弁しております。このほか、答弁内容については、後ほどご覧ください。説明については以上です。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等はございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、報告第11号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、説明を求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 報告第11号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。議案書は1ページになります。補正予算の内容につきましては、8月25日に開催いたしました第9回教育委員会で説明した要求内容のとおりでありますので、要求額から変更があった部分のみ説明いたします。

2款 総務費 2項 総務管理費22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の子育て世帯応援給付金は、子育て世帯生活応援給付金給付事業に組み替えとなり、対象世帯を住民税非課税世帯と児童扶養手当受給世帯とし、対象世帯を380世帯から600世帯へ拡充に伴い変更となっております。

2ページをご覧ください。債務負担行為補正は、2段目のスクールバス運行業務委託料から中学校管理業務委託料では、契約期間の毎に細分化したことにより変更となっております。下から5段目の運動公園維持管理業務委託料は、ソフトボール場とテニスコートを除いた金額とし、その下段の河川敷・依田公園維持管理業務委託料は、業者への業務委託ではなく就労センター等の利用により安価な委託業務とすることでこの補正からは、除かれておりますので変更となったものです。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第11号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、報告第12号、幕別町教育委員会の任命に係る議会同意について説明を求めます。

教育部長（川瀬 吉治） 議案書の3ページをお開きください。

報告第12号、幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について、ご説明を申し上げます。本年9月30日をもって、小尾一彦委員が任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、第3回町議会定例会の最終日である9月21日に、教育委員の任命につき同意をいただきましたのでご報告いたします。

小尾一彦委員であります。任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間です。同氏の経歴等については議案の記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第12号につきましては、報告のとおりといたします。

それでは、小尾委員から一言お願いいたします。

小尾委員 第4期目になるということでございますが、またこれから4年間本町の教育行政に力を注ぎたいと思っております。皆さんの協力を得ながら行っていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。簡単ではございますが挨拶といたします。

菅野教育長 小尾委員ありがとうございました。

菅野教育長 次に、日程第7、議案第53号幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則から日程第9 議案第55号幕別町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱は、関連がありますので一括して説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司）

議案第53号「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則」、議案第54号「幕別町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱」、議案第55号「幕別町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱」について、一括して提案理由をご説明申し上げます。議案書は4ページから。議案説明資料については、議案第53号説明資料になります。

はじめに、議案書の4ページ、議案第53号「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則」であります。議案説明資料は、議案第53号説明資料をご覧ください。制定趣旨であります。国は令和2年に、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するため、「学校及び教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、当該職の標準職務についての規定を設け、周知する」ことが適当であるとし、各教育委員会に通知をしたところであります。このことを受け、本町におきましても関係する幕別町立学校管理規則の見直しについて、各学校に当該案をお示しし、各学校の実情と照らし合わせ、意見の提出をお願いするなど、作業をすすめておりましたが、このたび改正案が整いましたことから提案するものであります。

また、併せまして、平成30年の北海道立学校管理規則の改正に伴い、道立学校では職員の服務に関する教育長の許可等の権限の一部が校長に委譲されており、また、外勤簿についても削除されておりますことから、本町においても今回の改正にあわせて同様の改正を行うものであります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。お手元の議案第53号説明資料、新旧対照表をご覧ください。左が現行規則、右が改正規則になり、この度改正する箇所には、アンダーラインを引いております。なお、現在の規則において規定順序の整合性がとれていないものを改めるなどの文言整理も多く含まれておりますので、それ以外の部分につきまして説明いたします。

3ページをご覧ください。改正後の第7条に追加される規定ですが、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を規定するもので、教諭と事務職員の職務内容については、教育長が定

めるものとして規定するものであります。次に、4ページをご覧ください。第13条、職員の校外勤務であります。外勤簿を廃止し、今後は口頭で行うと定めるものであります。次に、5ページをご覧ください。第22条、営利企業等の従事であります。営利企業の従事許可については、これまでと同様に、幕別町職員服務規程によることを明確にする他、教職員の進学講習等の業務の従事については、学校長が許可することができるように規定するものであります。次に、第23条教育に関する兼職等であります。教職員が教育に関する審議会の委員等の兼職を行なおうとする場合は、学校長が承認することができるように改正するものであります。最後に、6ページをご覧ください。第31条、教頭の職務代理の報告であります。こちらは、改正前の第4条を移動したものであります。附則につきましては、公布の日から施行すると規定しているものであります。

次に、議案書の7ページ、議案第54号「幕別町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱」であります。こちらは、議案書で説明いたします。

はじめに、制定趣旨であります。この要綱は、先ほどの議案第53号の幕別町立学校管理規則第7条の規定を受け、教諭の標準的な職務内容を規定するものであります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。第1条では、教諭等の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることにより、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする本要綱の趣旨を規定するものであります。

次に、第2条では、教諭の標準的な職務の内容及びその例、第3条では、主幹教諭の標準的な職務の内容、第4条では、講師の標準的な職務の内容、第5条では、教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項を規定するものであります。なお、職務内容については、議案書の8ページの別表に記載のとおりですが、北海道の要綱とほぼ同じ内容としており、実際の運用にあたっては、校長により一定程度は柔軟な対応ができることとなっております。附則につきましては、令和4年10月1日から施行すると規定しているものであります。

次に、議案書の9ページ、議案第55号「幕別町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱」であります。

こちら、議案書で説明いたします。はじめに、制定趣旨であります。この要綱につきましても、先ほどの議案第54号の要綱と同様に、議案第53号の幕別町立学校管理規則第7条の規定を受け、事務職員の標準的な職務内容を規定するものであります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1条では、学校の事務職員の標準的な職務の内容を例示することにより、校務運営により主体的、積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする本要綱の趣旨を規定するものであります。次に、第2条では、事務職員の標準的な職務の内容例、第3条では、学校運営に係る事務職員の役割の内容例、第4条では、事務職員の職務の遂行に係る留意事項を規定するものであります。なお、職務や役割の内容例については、議案書の10ページの別表に記載のとおりですが、北海道の要綱とほぼ同じ内容としており、実際の運用にあたっては、校長により一定程度は柔軟な対応ができることとなっております。附則につきましては、令和4年10月1日から施行すると規定しているものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより議案第53号から議案第55号まで一括して質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第53号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第53号については、原案どおり可決しました。

次にお諮りいたします。議案第54号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 異議なしと認め、第54号については、原案どおり可決しました。

次にお諮りいたします。議案第55号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第55号については、原案どおり可決しました。

菅野教育長 次に、日程第10、議案第56号、幕別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第56号「幕別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱」についてご説明申し上げます。議案書は11ページからとなり、議案説明資料については、議案第56号説明資料になります。

はじめに、改正趣旨であります。令和3年11月10日に「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布され、令和4年10月1日に完全施行されることに伴い、運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認が厳格化されましたことから、同じく改正された「道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」に準じて、「幕別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」の所要の改正を行うものであります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。お手元の議案第56号説明資料、新旧対照表をご覧ください。左が現行要綱、右が改正要綱になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。

はじめに、第4条第1項では、北海道の要綱と同様に自動車検証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険証並びに運転免許証の原本の提示を必要と改めるものです。次に、第4条第4項では、これまで校長が公用に使用する車を登録した際に当該職員に交付していた「公用に使用する自家用車登録書」は、北海道の規定に準じて廃止し、口頭によるものとするもので、あわせて、2ページの第3号様式が削除されます。1ページにお戻りください。次に、第5条第1項は、自家用車の公用使用の申出と承認について定めておりますが、今回の改正により、「自家用車の公用使用承認簿」により承認を受けるよう規定するものであり、あわせて、3ページの第4号様式を第3号様式とし、運転した職員の顔色、呼気の異常等の有無について確認を記録する欄が加えられております。1ページにお戻りください。第5条第3項は、校長が学校職員の自家用車の公用使用の承認基準を定めておりますが、新たに第7号として、「当該職員が運行前8時間以内に飲酒している場合又は当該職員が運行日の前日若しくは当日に飲酒しており、飲酒量、飲酒後の経過時間並びに当該職員の顔色及び呼気等から運転に適さないと認められる場合」を追加して規定するものであります。なお、職員の顔色、呼気等の異常の有無の確認方法につきましては、特に規定しておりませんが、北海道の例により目視での確認とするものであります。次に、第6条第3項として、運行した後に校長は、運転者の顔色、呼気の異常の有無等を確認しなければならないことを規定するものであります。議案書の12ページにお戻りください。附則につきましては、令和4年10月1日から施行すると規定しているものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 一点、第6条の3項で「校長は職員が自家用車を運行したのち運転者の顔色及び呼気の以上の有無などを確認しなければならない」とありますが、教職員の業務の中で学校に戻ってくるのが遅い場合等は対象とするのか否か伺います。

学校教育課長(西田 建司) 公務等で戻りが遅い事も想定されることだと思います。

現状、公用申請の例も多くあるものではなく、また、時間内に戻らないということがあま

り想定されていない、管理職が学校にいる時間に戻ってくる場合は確認させていただくということで、それ以外のケースは多くないと考えております。

菅野教育長 他にございませんか。

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第56号ついて、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第56号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第11、議案第57号、幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則から日程第16、議案第62号幕別町札内スポーツセンター屋外テニスコート使用規程を廃止する規程については関連がありますので一括して説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第57号 幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則、議案第58号 幕別町百年記念ホール条例施行規則の一部を改正する規則、議案第59号 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則、議案第60号 幕別町集団研修施設こまはた管理運営要綱を廃止する要綱、議案第61号 幕別町体育館管理運営基準を廃止する基準、議案第62号 幕別町札内スポーツセンター屋外テニスコート使用規程を廃止する規程について、一括して提案理由をご説明申し上げます。議案書の13ページをお開きください。

はじめに、規則の制定理由をご説明いたします。令和4年2月に「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、公の施設の使用料をはじめ、使用に関する手続きや施設の設置など個別条例で定めていた共通の項目を一括して規定する「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」を制定したところであります。これに伴い、教育委員会が所管する施設につきまして、使用時間や休館日等のほか備付物件の使用料を一括して規定すべく本規則を制定しようとするものであります。本規則において、使用時間等を定める公の施設は、公民館をはじめ、合計で30施設であり、備付物件の使用料を定める公の施設は、幕別町百年記念ホール1施設であります。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。議案書の13ページになります。第1条は、趣旨を定めております。幕別町が設置し教育委員会が所管する公の施設の使用に関し、必要な事項を本規則で定める旨を規定しております。第2条は、施設の使用時間並びに休館日及び休場日を別表1のとおり定めております。別表1の説明をいたしますので、14ページをご覧ください。別表1として、最上段の「公民館」から、15ページこの表最下段の「幕別町忠類体育館」までの各施設の区分に応じて、使用時間並びに休館日及び休場日を定めております。13ページにお戻りください。第3条は、備え付け物件の使用量を別表2のとおり定めております。別表2の説明をいたしますので、15ページをご覧ください。別表2として、幕別町百年記念ホール備付物件使用料であります。16ページ最上段の「陶芸室 電気陶芸窯25KW」から、18ページ最下段の「持込音響設備」まで各区分の品名、単位に応じて、備付物件使用料の額を定めております。13ページにお戻りください。第4条は、準用規定を定めております。附則についてであります。第1項は、この規則は、令和4年10月1日から施行する、とするものであります。第2項の第1号から第5号は、本共通規則の制定に伴い廃止する規則であります。第3項は、準備行為を定めております。

次に、議案第58号 幕別町百年記念ホール条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。議案書の19ページ、議案第58号説明資料をご覧ください。本規則は、議案第57号幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則の制定に伴い、共通規則で規定している事項を削除し、文言及び関係法令等の整理など規則の一部改正を行おうとするものであります。議案第58号説明資料の1ページをご覧ください。「幕別町百年記念ホール条例施行規則の一部を改正する規則」新旧対照表であります。第1条は、下線部分の文言を整理し幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則で規定している第3条から3ページになりますが8条までを削り第9条を第3条に改め、所用の文言整理を行い第10条から4ページになりますが、

第14条までを削り、第15条を第4条に改め、所要の文言整理を行い、第16条の見出し中「委任」を「その他」に改め、同条を第5条とし、附則について第3項の文言整理を行い、5ページから14ページの別表を削り、15ページの第1号様式から17ページの第3号様式までを削るものであります。以上で、議案第58号 幕別町百年記念ホール条例施行規則の一部を改正する規則の説明を終わります。

次に、議案第59号 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。議案書の20ページ、議案第59号説明資料をご覧ください。本規則は、議案第57号幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則の制定に伴い、共通規則で規定している事項を削除し、文言及び関係法令等の整理など規則の一部改正を行おうとするものであります。議案第59号説明資料の1ページをご覧ください。「幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則」新旧対照表であります。第1条は、文言を整理し第3条は見出しを「使用時間」から「使用の制限」に改め、第1項では研修施設の1日の利用を1団体80人までとし、1団体の利用人数が10人以下の場合は2団体までとし、第2項では宿泊を伴う場合3泊4日を限度とするものであります。第4条から9条までを削り、第10条の見出し中「委任」を「その他」に改め、同条を第4条とし、4ページの様式第1号から5ページの様式第2号を削るものであります。以上で、議案第59号 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則の説明を終わります。

次に、議案第60号 幕別町集団研修施設こまはた管理運営要綱を廃止する要綱についてであります。議案書の21ページをお開きください。

本要綱は、議案第57号「幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則」及び議案第59号「幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則」の制定に伴い、廃止するものであります。以上で、議案第60号 幕別町集団研修施設こまはた管理運営要綱を廃止する要綱の説明を終わります。

次に、議案第61号 幕別町体育館管理運営基準を廃止する基準についてであります。議案書の22ページをお開きください。本基準は、議案第57号「幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則」の制定に伴い、廃止するものであります。以上で、議案第61号 幕別町体育館管理運営基準を廃止する基準の説明を終わります。

次に、議案第62号 幕別町札内スポーツセンター屋外テニスコート使用規程を廃止する規程についてであります。議案書の23ページをお開きください。本規程は、議案第57号「幕別町公の施設の使用に関する教育委員会規則」の制定に伴い、廃止するものであります。以上で、議案第62号 幕別町札内スポーツセンター屋外テニスコート使用規程を廃止する規程の説明を終わります。議案書の19ページから23ページをご覧ください。附則についてありますが、只今説明いたしましたいずれの規則、要綱、基準、規程も施行期日を令和4年10月1日からとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 百年記念ホールの資料、5ページにある現行規則の中での別表第4条関係で幕別町百年記念ホール備付物件使用料が、前のページの4ページ附則の3のまたは教育委員会に対して納入された備付物件の使用料という中で、改正によりそれぞれどのようになるのか説明をお願いします。

生涯学習課長（石田 晋一） 議案第57号、13ページで説明いたしました幕別町公の使用に関する教育委員会規則第3条にあります備え付けの物件使用料につきまして別表2、15ページから18ページになりますがこちらに記載されている品目に関しては使用料1時間につき、この金額をいただくようなものであります。今までは午前区分、午後区分、夜間区分の3区分しかなかったのですが貸出時間を細分化いたしまして1時間単位でお貸しできるというものになっております。以上です。

菅野教育長 他にございますか。

菅野教育長 それでは質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第57号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第57号につきましては、原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第58号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第58号につきましては、原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第59号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第59号につきましては、原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第60号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第60号につきましては、原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第61号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第61号につきましては、原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第62号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第62号につきましては、原案どおり可決しました。

菅野教育長 次に日程第17、議案第63号 令和4年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第63号 令和4年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表についてご説明申し上げます。議案書は24ページになります。まず、下段の※をご覧ください。本調査につきましては、平成19年度から実施されており、今年度は令和4年4月19日に、小学校は6年生を対象に、国語、算数、理科、中学校は3年生を対象に、国語、数学、理科の教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する調査が実施されました。なお、それぞれ理科については、3年おきに調査されるものであります。次に、別紙の、右上に「議案第63号説明資料」とあります『令和4年度「全国学力・学習状況調査」結果』をご覧くださいと思います。

まず、調査結果についてであります。こちらは、本年7月28日に、文部科学省が調査結果を公表しましたことから、その内容を報告するものであります。

本年度の調査結果の内容については、それぞれ網掛け部分になりますが、小学校の、国語においては「平均正答率」で、全国、北海道を下回り、算数と理科においては「平均正答率」で、北海道と概ね同様だったものの、全国を下回る結果となりました。中学校では、全ての教科において「平均正答率」で、全国、北海道を上回る結果となりました。次に、前回との比較であります。説明資料の次のページ、『全国学力・学習状況調査における幕別町の平均正答率との比較』をご覧くださいと思います。まず、小学校の国語と算数につきましては、令和3年度と全国、北海道ともに同様の比較になっており、理科につきましては、平成30年度で全国、北海道比較で上回っておりましたが、今回では、全国比較で下回り、北海道比較で同率という結果となっております。中学校につきましては、国語と理科で、全国、

北海道ともに同様の比較になっており、数学については、令和3年度で全国、北海道比較を下回るか、同率でありましたが、今回では、ともに上回る結果となっております。

続いて、結果公表のあり方についてであります。本調査の結果公表につきましては、文部科学省において、平成26年度から各市町村教育委員会のそれぞれの判断で、当該調査に関わる実施要領に定める配慮事項を考慮したうえで、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能としております。しかしながら、本町の結果公表につきましては、これにとらわれず、教育上の影響等を踏まえ、従来から平均回答率等の数値を用いず、広報を利用して、文章表現で小学生及び中学生全体の成績や傾向の説明により、これまで公表してきたところがあります。さらに、文部科学省においては、調査結果の公表について令和4年度も同様の取り扱いとすることとされておりますが、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面はあるものの、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや学校の序列化や過度な競争が生じること、また、小規模校では個人が特定されるおそれがあることが懸念される場所でもあります。これらを踏まえ、本町におきましては、令和4年度「全国学力、学習状況調査」の結果公表も、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果についても、平均正答率等の数値を用いず、文章をもって成績や傾向の説明を行うこととするものであります。以上が、令和4年度の「全国学力・学習状況調査」の結果と、公表についての説明になります。なお、公表の具体的な手法としましては、11月号の広報誌に掲載する予定でありますことをご承知おきいただきたいと思います。議案第63号説明資料の3ページ目をご覧ください。「広報まくべつ11月号イメージ」であります。現段階では、広報の原稿になりますが、ご覧のとおり、教科に関する調査結果等については、文書表現になるものであります。

最後に、今回お示しいたしました各学校のデータにつきましては、市町村別の数値、学校別の数値は教育委員会会議及び校長会議等の内部資料としての取り扱いになりますので、特段のご留意をいただきますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 広報の掲載イメージの中に課題も記載されていますのでこれを見て学校の先生がそれぞれ次の学習に繋げて、課題の見直しをしていただければいいと思います。

学校教育課長(西田 建司) データにつきましては各学校に資料としてお伝えします。その上で授業の学習に反映できるように成績を分析してこれからの教育課程、指導に役立てていく、使用されていると伺っております。その際に内部資料として改めて取り扱ってほしいと、校長会議等で伝えていきたいと思っております。以上です。

菅野教育長 他にございませんか。

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第63号ついて、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第63号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第18、議案第64号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第10回教育委員会会議を閉じます。